

【東京】農林水産省は、災害時の復旧工事費で助成対象となる農地復旧限度額を、今年発生の対象災害から全国統一化することを決めた。これまで、道と都府県の限度額は1アール当たり24万円の差があり、昨年北海道に大きな被害をもたらした台風時には、地元から解消を求める要請が相次いだ。6月下旬をめどに官報に告示される見通し。

災害時の農地復旧には工事費の限度額が定められ、限度額までは国負担となるが、限度額を超える場合は自己負担となる。現行の1アール当たりの限度額（傾斜度0の場合）は、北海道が6万7000円、都府県が3万7000円。地元要請や国会論議を受け、農水省は復旧工事費を検証した。北海道と都府県では明確な差がないとし、復旧限度額の算定方式を改める。

新方式下では、2013～15年災害時の1カ所当たりの被災面積に当たる全国平均20アールの場合だと、一律1ア

ール当たり38万6000円となる。北海道の昨年の台風災害の1カ所当たりの平均被災面積326アールを換算係数を踏まえて当てはめると、現行の2184万円から改定後は5176万円と約2.3倍になる。

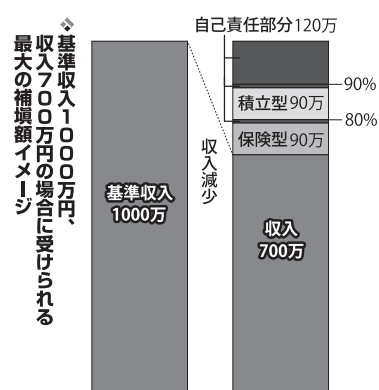
農水省によると、工事費が復旧限度額内に収まる箇所数の割合も現行の93%から98%に増加する。算定方式も傾斜度対応から被災面積対応に変更するため、傾斜度を求める測量が不要となり事務効率化と査定手続きの迅速化が図られる。

農業ガイド1141号

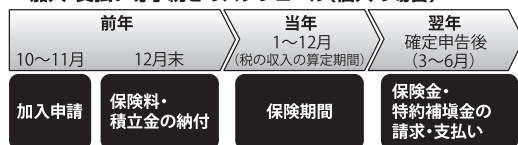
2018年1月27日

2019年から収入保険制度 全農作物の減収補填

2019年1月から、品目にかかわらず、価格低下なども含めた収入の減少を補填（ほてん）する収入保険制度が始まる。農水省は、農業者が収益性の高い新たな作物の生産や販路開拓をしやすくなるとしている。



加入・支払い等手続きのスケジュール(個人の場合)



※分割払いも可。最終の納付期限は保険期間の8月末

となる。

青色申告を行っている農業者が対象。収入保険と、農業共済など類似制度の両方に加入することはできず、どちらか一方を選択しなければならない。

収入保険の相談を受け付けている十勝農業共済組合（十勝NOSA I）は「自分の経営に合った制度を選んでほしい」としている。

過去5年間の平均収入を「基準収入」とし、収入がその基準の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填する制度。小麦や豆類など特定品目の収量減少を対象とする既存の農業共済制度とは異なり、収入全体の減少を補う制度のため、品目が限定されない。

価格低迷、販売先倒産も対象

また、従来の自然災害によるものに加え、価格低下や為替変動、販売先の倒産など経営努力では避けられない収入減少も対象となる。

掛け捨ての「保険型」と、掛け捨てではない「積み立て型」の2種類を組み合わせた補填方式で、保険型は最大で基準収入の8割まで、積み立て型は最大1割をそれぞれ補償する。ただし、支払い率は90%が上限。保険型に加えて、積み立て型を利用するかしないかは農業者の自由となっている。

例えば基準収入1000万円で、収入が700万円しかないときの、受けられる最大の補償は、保険型で90万円、積み立て型で90万円の計180万円